八王子市町会等事務交付金交付要綱

（趣旨）
第1条　この要綱は、町会・自治会又はこれらに類する団体（以下「町会等」という。）が行う事務事業に対し、市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金に関し、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）
第2条　町会等に対し、事務交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、行政と町会等との連携を推進するとともに、併せて市行政の円滑な運営を図ることを目的とする。

（交付対象者）
第3条　事務交付金の交付対象者は、概ね10 世帯以上で構成される町会等で、次のすべての要件を満たしていなければならない。
（1）市内一定地域における住民が、自主的かつ民主的に組織し、運営している団体であること。
（2）回覧の回付等区域内の住民相互の連絡、美化、清掃等区域内の環境の整備その他地域住民の福祉の向上を図るための地域的共同活動を現に行っている団体であること。
（3）「町会・自治会等設立届」を提出し、市に登録済の団体であること。

（交付対象事業）
第4条　事務交付金は、次の各号に該当する事務事業を対象として交付する。
（1）行政連絡事項の周知事務
（2）各種募金事務
（3）各種調査事務
（4）その他行政との連携に関する事務

（交付額及び算定方法）
第5条　事務交付金の額は、次の各号に掲げる方法により算出した額を合算した額とする。なお、基準日の期日は「八王子市町会等事務交付金の交付等に関する取扱基準」において別途定める。
（1）均等割額　1団体につき 10,000 円
（2）世帯割額　基準日において、町会等に加入している世帯数に1世帯につき 250 円を乗じて得た額

（申請・交付の取扱）
第6条　年度内に町会等を設立又は廃止した場合等、申請・交付に係るその他取扱につ

いては、「八王子市町会等事務交付金の交付等に関する取扱基準」において別途定める。

（交付申請）
第7条　交付金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、八王子市町会等事務交付金交付申請書兼支払金口座振替依頼書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
2　年度内に「町会・自治会等設立届」を提出した団体の申請は、八王子市町会等事務交付金交付申請書兼支払金口座振替依頼書（年度内設立団体）（第2号様式）による。

（交付決定）
第8条　市長は、前条の交付申請書を確認し、交付対象と認めたときは、八王子市町会等事務交付金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

（活動報告書の提出）
第9条　交付を受けた町会等は、事業年度終了後、八王子市町会等事務交付金活動報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

（補助金制度の見直し）
第 10 条　本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附　則
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
附　則
この要綱は、平成 26 年 2 月 13 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和 8 年（2026 年）2 月 1 日から施行する。
第 7 条及び第 8 条は、同年 4 月 1 日から適用する。